

令和4年9月28日実施 居宅介護支援事業所集団指導における質問及び回答一覧

番号	質問項目	質問	回答
1	内容及び手続の説明及び同意	<p>重要事項説明書に記載すべき事項について、</p> <p>①第三者評価の実施状況は掲示することでよいのか。</p> <p>②重要事項説明書に記載し、説明、同意が必要なのか。</p>	<p>基準省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第22条にかかる解釈通知において、「基準第4条の規定により居宅介護支援の提供開始時に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ること」とされています。</p> <p>このことから、第三者評価の実施状況についても同意が必要であると考えますが、重要事項説明書とは別に掲示し、同意を得た記録を残すという方法でも差し支えありません。しかし、事務の負担軽減の観点から、重要事項説明書に記載し、その他の重要事項とまとめて同意を得ることが望ましいと考えます。</p>
2	居宅サービス計画書について	<p>居宅サービス計画書第6表について、押印の廃止に伴い利用者確認欄が廃止されたことに伴う利用者の同意の取扱い</p> <p>①集団指導資料内の「文書」とは、介護保険最新情報 vol.958か。</p> <p>②押印でもよいのか。</p> <p>③署名の場合、フルネームでの署名が必要か。</p>	<p>基準省令第13条第10号において、「当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない」とされており、また、解釈通知⑩居宅サービス計画の説明及び同意において、「当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するすべてを指すものである。」とされています。</p> <p>ここでいう文書とは、居宅サービス計画書第1～3表及び第6表、第7表のことを指し、その標準様式を示しているのが介護保険最新情報vol.958です。また、介護保険最新情報vol.958中の記載要領⑬においても、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受ける。」とされています。</p> <p>この同意の方法は、二通り考えられます。</p> <p>1 利用者本人による署名。本人の署名が困難である場合はその家族等の署名及び続柄を記載することで足りります。署名はフルネームとしてください。</p> <p>2 電子メール等による同意。電子メール等で利用票を送付し、利用者又はその家族が同意の意思表示を返信したものを保存しておく必要があります。</p> <p>押印については、基準省令第4条第2号にかかる解釈通知第2の3(2)において、「必ず利用申込者から署名を得なければならない。」とされているため不可とします。</p>

※同一の質問については省略しています。